

改正案	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送 <u>又は超短波文字多重放送</u> を行う基幹放送局</p> <p>(1) 山岳回折に係る山（地形の見通図（注1）において、送信空中線輻射体中心部と受信点（地上高4メートルの点とする。ただし、使用する電波の周波数が300MHzをこえる場合であつて、その点が市街地内にあるとき（注2）は、その点を中心とする1キロメートル平方の地表の平均の高さから10メートルの高さの点とする。以下同じ。）とを空間を通つて最短距離で結ぶとき、その線が接する山等の障害物をいう。以下同じ。）がない場合の電界強度は、次式によつて算出するものとする。</p> $E = \frac{222\sqrt{P}}{d} \cdot A_0 \cdot C \text{ (mV/m)}$ <p>Pは受信点方向の実効輻射電力 (kw) dは送受信点間の地図上の距離 (km) A₀は注3に定める方法により求めた値 Cは注4に定める方法により求めた値</p> <p>上記の計算式の記号の意義は、以下に示す計算式において適用するものとする。</p> <p>(2) 山岳回折に係るn個の山（以下において、送信点からみて順次一番目の山、二番目の山……、n番目の山という。）がある場合の電界強度は、次式によつて算出するものとする。</p> $E = \frac{222\sqrt{P}}{d} \cdot A_1 \cdot A_{n+1} \cdot S_1 \cdot S_2 \cdots S_n \cdot C \text{ (mV/m)}$ <p>A₁、A_{n+1}は注3に定める方法により求めた値 S₁、S₂……、S_nはそれぞれ一番目の山、二番目の山、……n番目の山の回折係数であつて注5に定める方法により求めた値</p> <p>注1 電界強度の算出にあたり必要な地形の見通図は、20万分の1以上の精密度を有する地図によつて作成するものとする。この場合において、地球の等価半径は、8,500キロメートル（実際の地球平均半径の約3分の4倍に相当する。）とする。</p> <p>2 受信点が市街地内にあるときとは、注4の(2)のイのΓの値が1パーセント</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、<u>超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送</u> を行う基幹放送局</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>注1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p>

以上となるときをいう。

3 A_i (i は 0、1 又は $n+1$ とする。) は、次の要領によつて求めるものとする。

(1) 考察する二点 ($i=0$ の場合は送信空中線輻射体中心部と受信点を、 $i=1$ の場合は送信空中線輻射体中心部と山岳回析に関する一番目の山の山頂を、 $i=n+1$ の場合は山岳回析に関する n 番目の山の山頂と受信点をいう。以下同じ。) が見通しの関係にある場合

ア 考察する二点のうち的一点、その二点間の電波反射点(地図上の二点を結ぶ線分を二点のそれぞれの海拔高に従つて、その比に内分した点を通る鉛直線と見通図上の地表線との交点をいう。以下同じ。)及び考察する二点のうち他の一点を順次に結ぶ二つの線分のうち、いずれかが山等の障害物でさえぎられる場合の A_i は 1 とする。

イ 考察する二点のうち的一点、その二点間の電波反射点及び考察する二点のうち他の一点を順次に結ぶ二つの線分がいずれも山等の障害物でさえぎられない場合の A_i は、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局にあつては別表第 5 図の 5 から第 5 図の 12 まで、テレビジョン放送を行う基幹放送局にあつては別表第 14 図から第 21 図までの図表により求める。この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

d は考察する二点間の地図上の距離 (km)

h_1 及び h_2 は考察する二点の海拔高からそれぞれその二点間の電波反射点の海拔高を差し引いた値 (m)

A' は $20\log_{10} A_i$ (db)

なお、別表第 5 図の 5 から第 5 図の 12 まで又は別表第 6 図から第 21 図までに h_1 又は h_2 に一致する図表又は曲線がない場合は、次の要領により A' を求める。

- (ア) h_1 に一致する図表はあるが、 h_2 に一致する曲線がない場合
 h_2 に最も近い二つの曲線から二つの A' の近似値を求め、この二つの A' の近似値を h_2 に一致する値となるように比例配分して求める。
- (イ) h_2 に一致する曲線はあるが、 h_1 に一致する図表がない場合
 h_1 に最も近い二つの図表から二つの A' の近似値を求め、この二つの A' の近似値を h_1 に一致する値となるように比例配分して求める。
- (ウ) h_1 及び h_2 に一致する図表及び曲線がない場合
 h_1 に最も近い二つの図表から (ア) の方法に準じて h_2 に一致する二つの A' の近似値を求め、次にこの二つの A' の近似値を h_1 に一致する

3 (同左)

(1) (同左)

ア (同左)

イ 考察する二点のうち的一点、その二点間の電波反射点及び考察する二点のうち他の一点を順次に結ぶ二つの線分がいずれも山等の障害物でさえぎられない場合の A_i は、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局にあつては別表第 5 図の 5 から第 5 図の 12 まで、テレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局であつて 300MHz 以下の周波数の電波を使用する場合にあつては別表第 6 図から第 13 図まで、300MHz をこえる周波数の電波を使用する場合にあつては別表第 14 図から第 21 図までの図表により求める。この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

d は考察する二点間の地図上の距離 (km)

h_1 及び h_2 は考察する二点の海拔高からそれぞれその二点間の電波反射点の海拔高を差し引いた値 (m)

A' は $20\log_{10} A_i$ (db)

なお、別表第 5 図の 5 から第 5 図の 12 まで又は別表第 6 図から第 21 図までに h_1 又は h_2 に一致する図表又は曲線がない場合は、次の要領により A' を求める。

(ア) (同左)

(イ) (同左)

(ウ) (同左)

値となるように比例配分して求める。

- (2) 考察する二点が地球の曲率のために見通しの関係にない場合
別表第5図の5から第5図の12まで又は別表第6図から第21図までの図表により、この注の(1)のイの方法により求める。ただし、h1及びh2は考察する二点の海拔高(m)とする。

4 Cは、次の要領によつて求めるものとする。

- (1) 300MHz以下の周波数の電波を使用する場合のCは1とする。
- (2) 300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合
ア 受信点が市街地内にない場合のCは、別表第22図の1により求める。
イ 受信点が市街地内にある場合のCは、別表第22図の2により求める。
この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

Γは受信点を中心とする1キロメートル平方の地表の平均の高さから10メートルの高さにおける当該1キロメートル平方内にある建築構造物の水平断面積の総和の1平方キロメートルに対する百分率(%) φは受信点から送信空中線輻射体中心部(山岳回折に関するn個の山がある場合はn番目の山の頂上とする。)をみる仰角(rad)とし、別表第23図の1及び別表第23図の2により求める。

C' は、 $20\log_{10} C$ (db)

なお、別表第22図の2にΓに一致する曲線がない場合は、Γに最も近い二つの曲線から二つのC'の近似値を求め、この二つのC'の近似値をΓに一致する値となるように比例配分して求める。

- 5 S_i (iは、1、2、……、nとする。)は、i番目の山に対応する D_i 及び H_i を用いて、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局にあつては別表第5図の13により、テレビジョン放送を行う基幹放送局にあつては別表第25図により求める。

この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

$$D_i = \frac{(d_1 + d_2 + \dots + d_i) d_{i+1}}{d_1 + d_2 + \dots + d_{i+1}}$$

$d_1 + d_2 + \dots + d_i$ は送信点からi番目の山までの地図上の距離(km)

d_{i+1} はi番目の山からi+1番目の山(i=nのときは受信点)までの地図上の距離(km)

H_i は、次の値とする。

i=1の場合

- (2) (同左)

4 (同左)

- (1) (同左)

- (2) (同左)

ア (同左)

イ (同左)

- 5 S_i (iは、1、2、……、nとする。)は、i番目の山に対応する D_i 及び H_i を用いて、超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局にあつては別表第5図の13により、テレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局であつて300MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては別表第24図により、300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合にあつては別表第25図により求める。

この場合、図表上の記号は、次のとおりとする。

$$D_i = \frac{(d_1 + d_2 + \dots + d_i) d_{i+1}}{d_1 + d_2 + \dots + d_{i+1}}$$

$d_1 + d_2 + \dots + d_i$ は送信点からi番目の山までの地図上の距離(km)

d_{i+1} はi番目の山からi+1番目の山(i=nのときは受信点)までの地図上の距離(km)

H_i は、次の値とする。

i=1の場合

送信空中線輻射体中心部と二番目の山の頂上（ $n = 1$ のときは受信点）とを結ぶ直線と一番目の山の頂上を通る鉛直線との交点の海拔高を一番目の山の海拔高から差し引いた値（m）

$i \geq 2$ の場合

i 番目の山の頂上と $i - 1$ 番目の山の頂上とを結ぶ直線と送信点を通る鉛直線との交点を求め、この交点と $i + 1$ 番目の山の頂上（ $i = n$ のときは受信点）とを結ぶ直線と i 番目の山の頂上を通る鉛直線との交点の海拔高を 1 番目の山の海拔高から差し引いた値（m）

S' は、 $20 \log_{10} S_i$ (db)

なお、別表第 5 図の 13 又は別表第 25 図に H_i に一致する曲線がない場合は、 H_i に最も近い二つの曲線から二つの S' の近似値を求め、その二つの S' の近似値を H_i に一致する値となるように比例配分して求める。

別表第 6 図から別表第 13 図まで 削除

送信空中線輻射体中心部と二番目の山の頂上（ $n = 1$ のときは受信点）とを結ぶ直線と一番目の山の頂上を通る鉛直線との交点の海拔高を一番目の山の海拔高から差し引いた値（m）

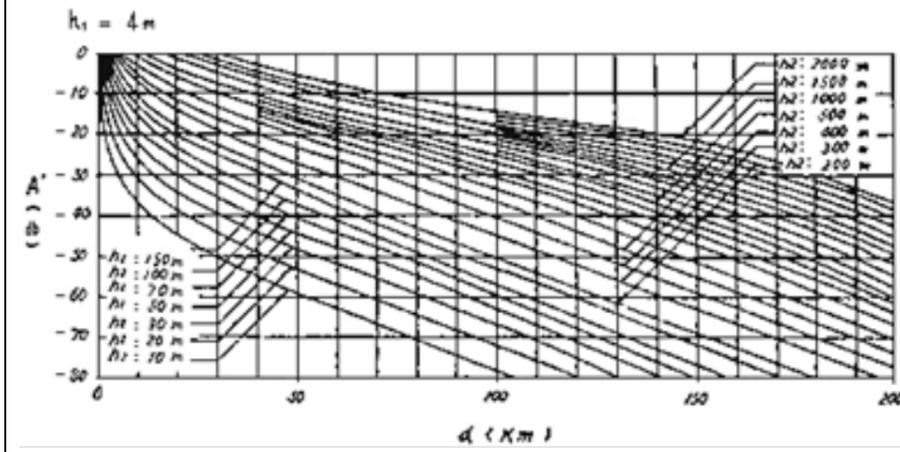
$i \geq 2$ の場合

i 番目の山の頂上と $i - 1$ 番目の山の頂上とを結ぶ直線と送信点を通る鉛直線との交点を求め、この交点と $i + 1$ 番目の山の頂上（ $i = n$ のときは受信点）とを結ぶ直線と i 番目の山の頂上を通る鉛直線との交点の海拔高を 1 番目の山の海拔高から差し引いた値（m）

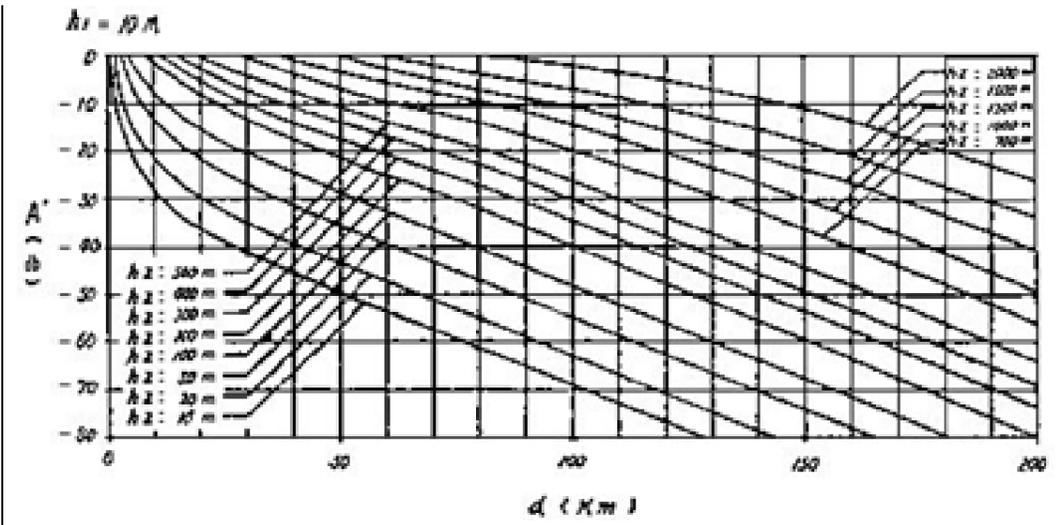
S' は、 $20 \log_{10} S_i$ (db)

なお、別表第 5 図の 13 又は別表第 24 図及び別表第 25 図に H_i に一致する曲線がない場合は、 H_i に最も近い二つの曲線から二つの S' の近似値を求め、その二つの S' の近似値を H_i に一致する値となるように比例配分して求める。

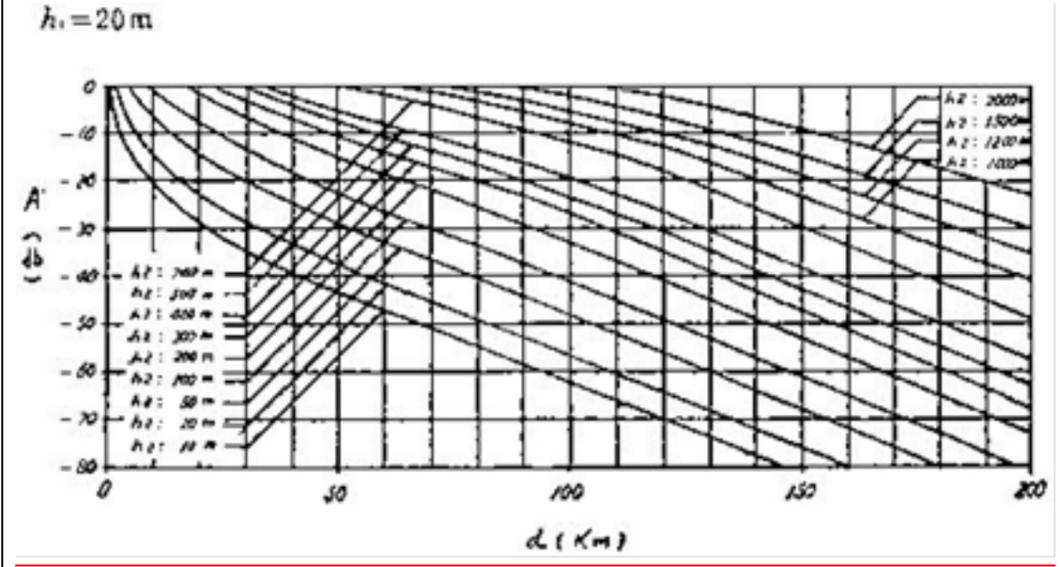
別表第 6 図（300MHz以下の周波数の電波を使用する場合の A' ）



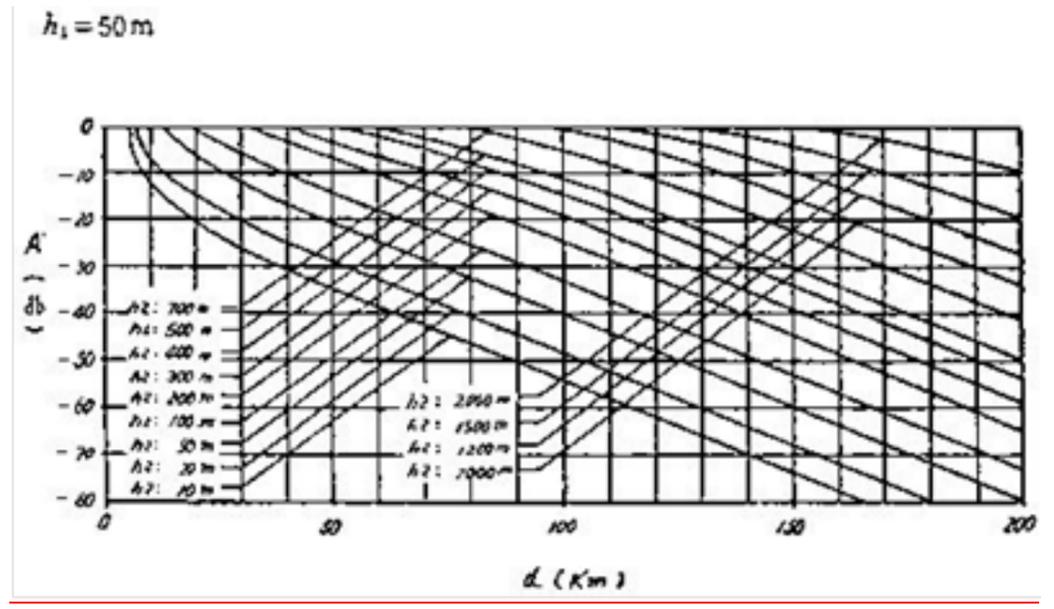
別表第 7 図（300MHz以下の周波数の電波を使用する場合の A' ）



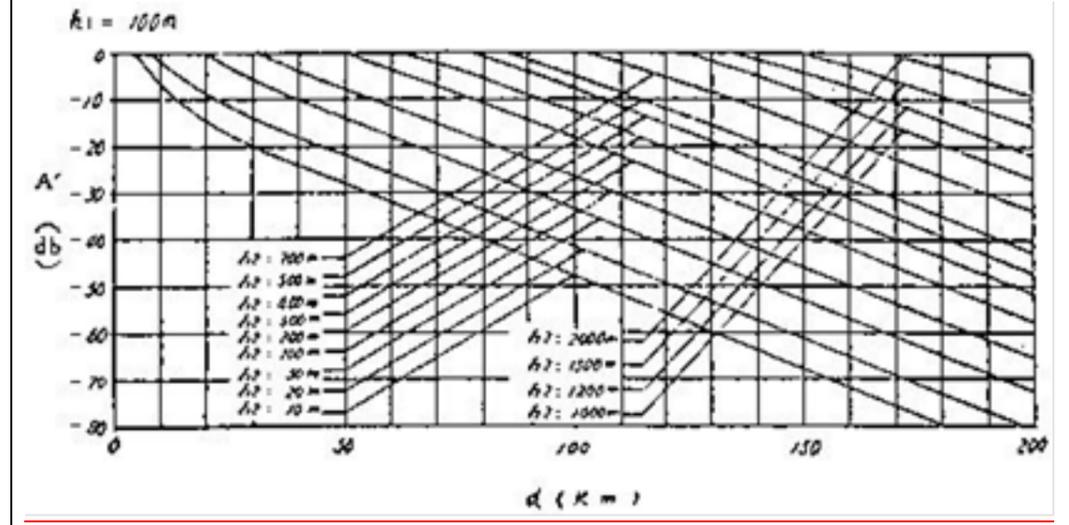
別表第8図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合のA')



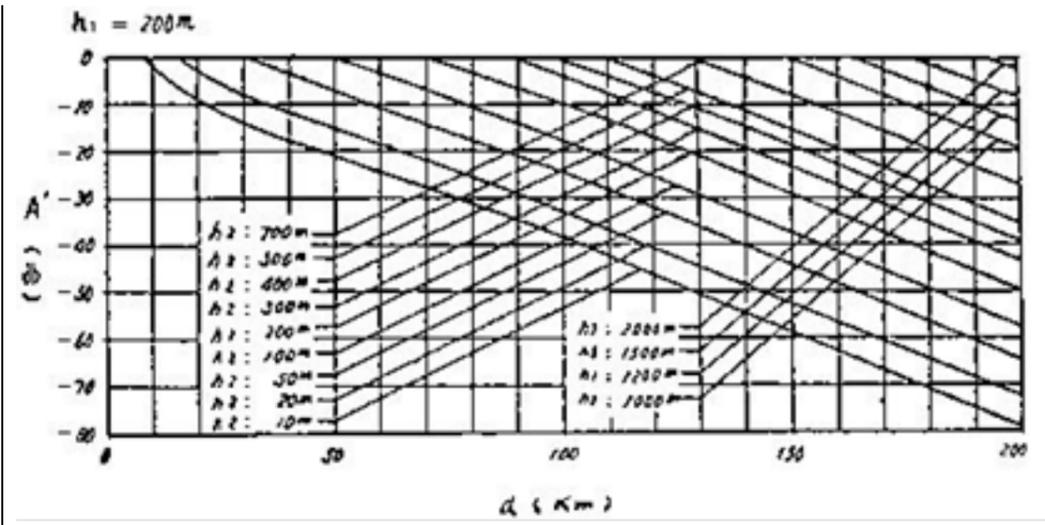
別表第9図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合のA')



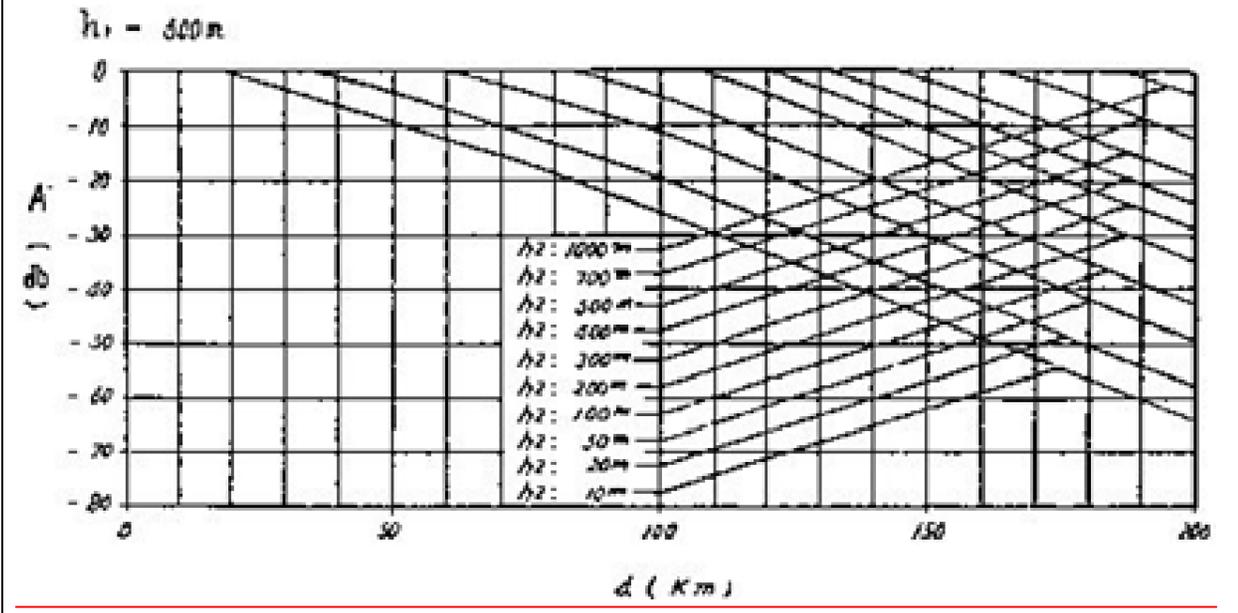
別表第 10 図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合の A')



別表第 11 図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合の A')

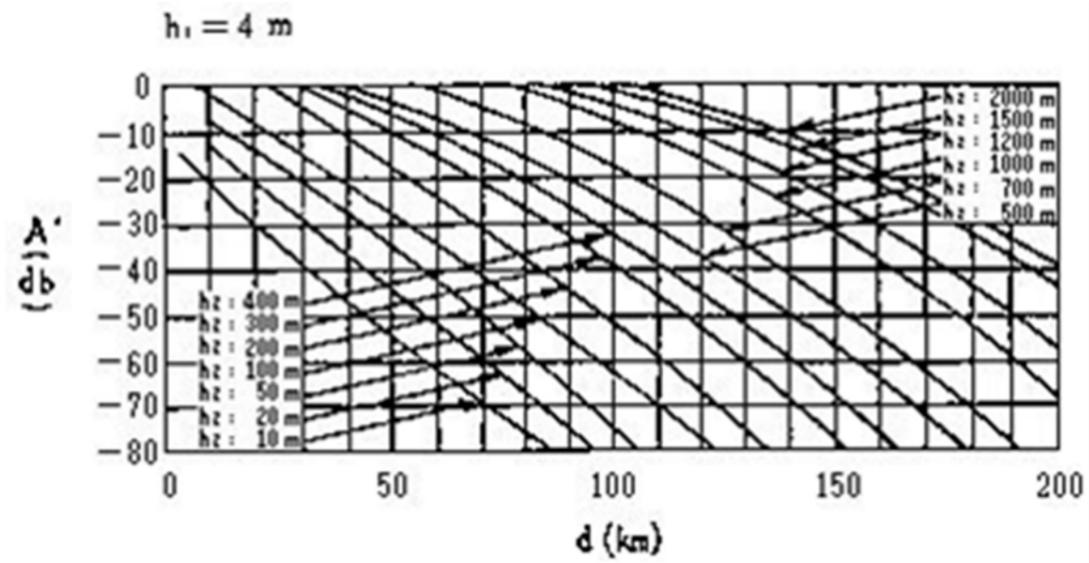


別表第 12 図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合の A')

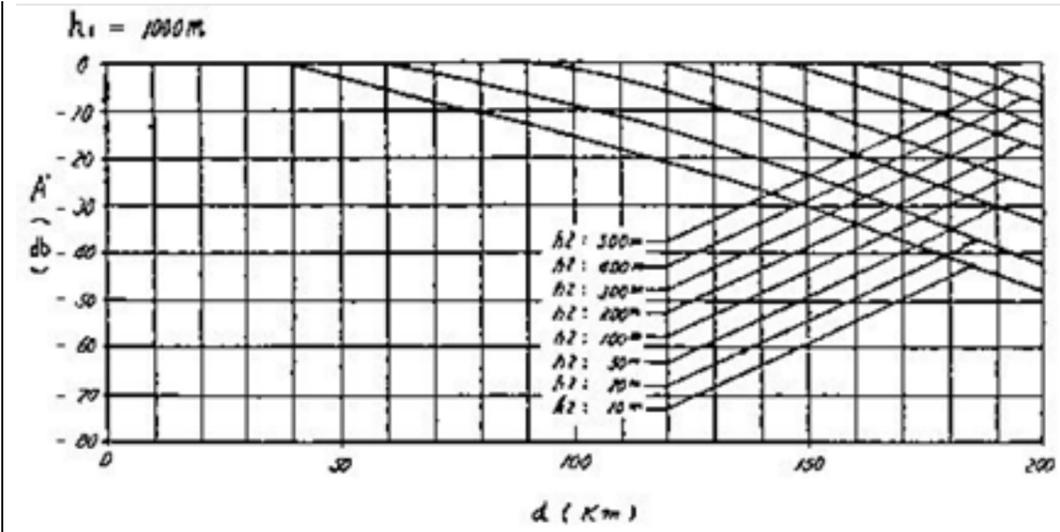


別表第 13 図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合の A')

別表第 14 図

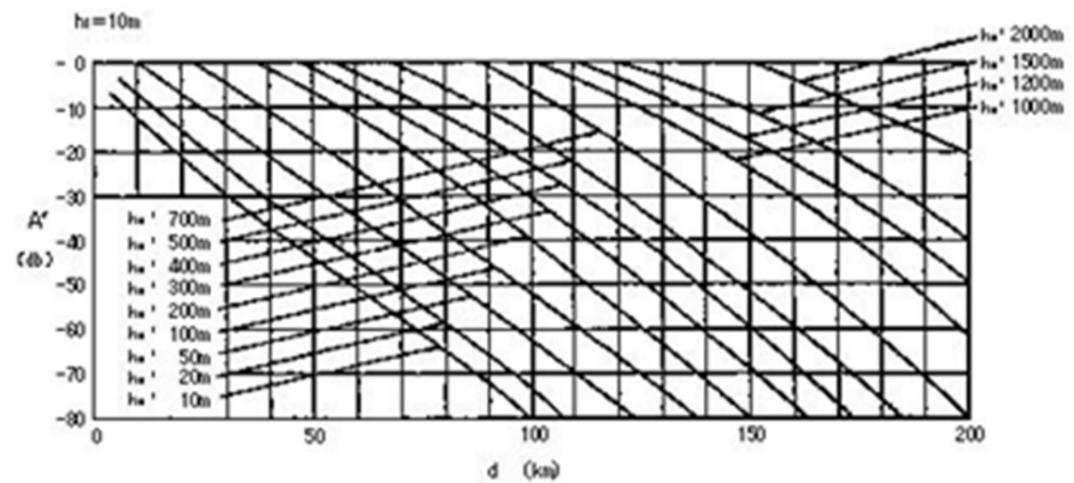


別表第 15 図

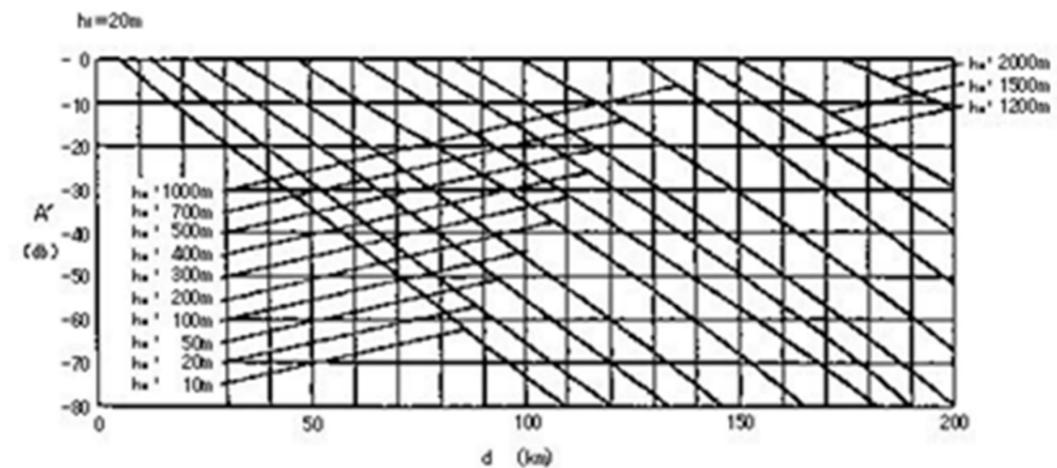


別表第 14 図 (300MHzを越える周波数の電波を使用する場合の A')
(同左)

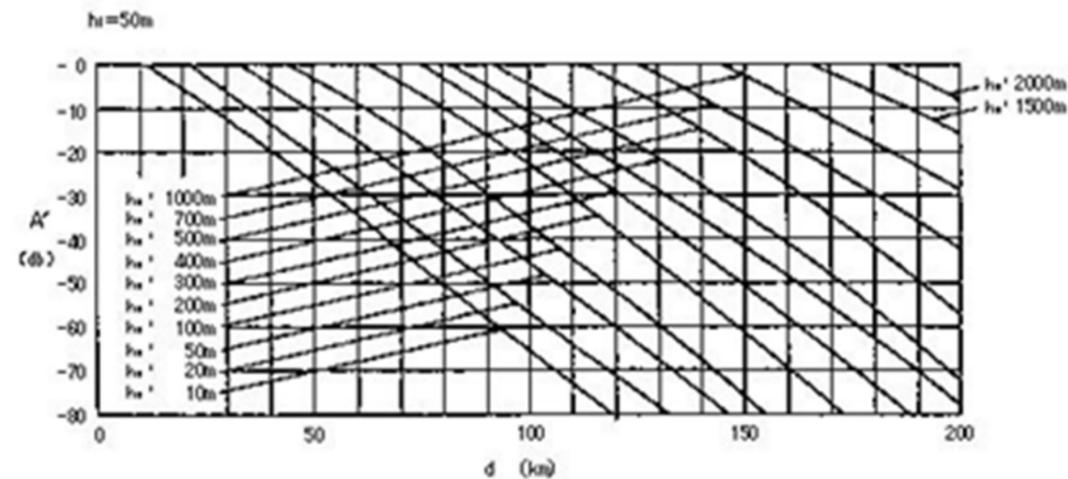
別表第 15 図 (300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合の A')



別表第 16 図



別表第 17 図



(同左)

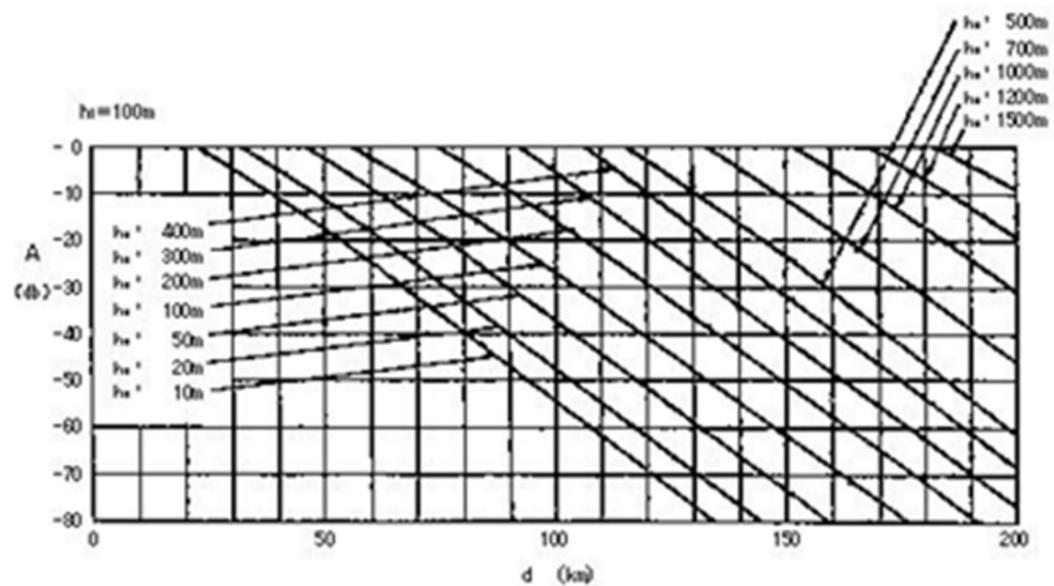
別表第 16 図 (300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のA')

(同左)

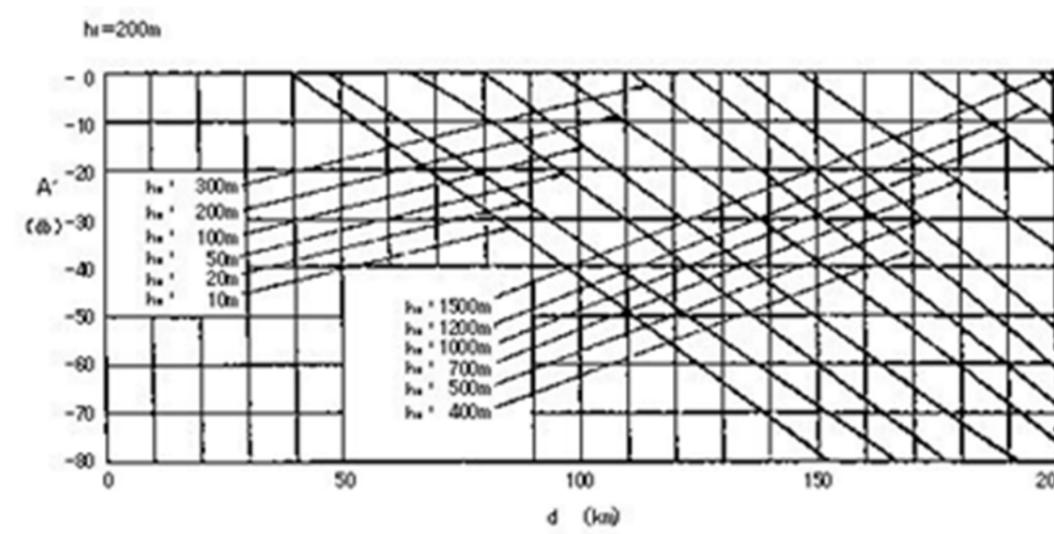
別表第 17 図 (300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のA')

(同左)

別表第 18 図



別表第 19 図

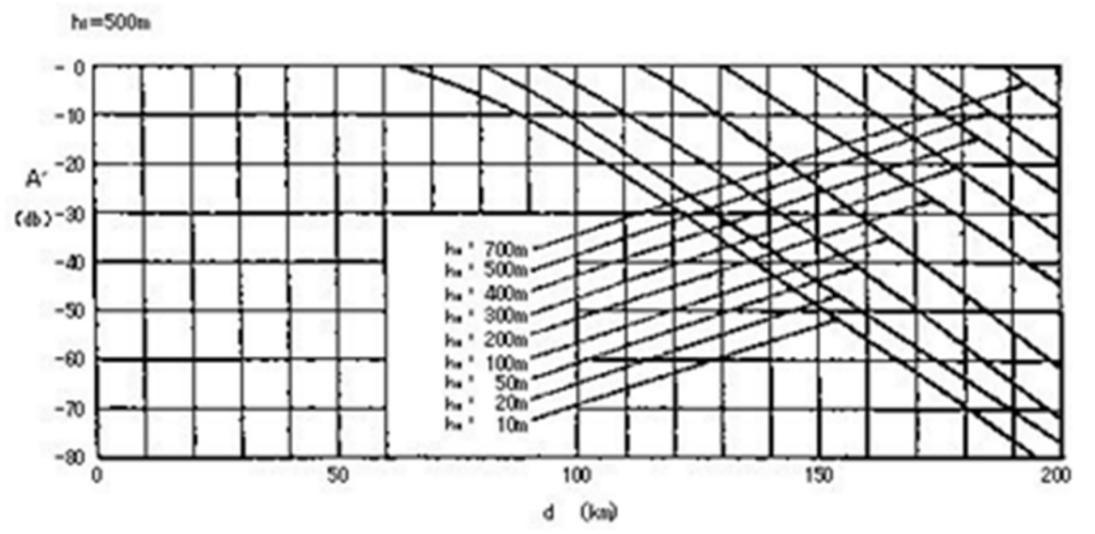


別表第 20 図

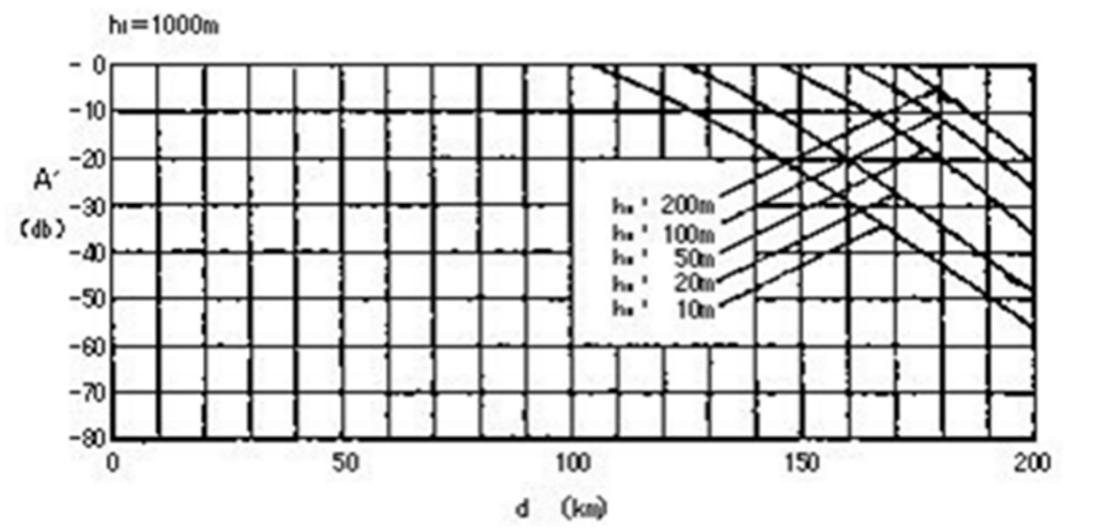
別表第 18 図 (300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のA')
(同左)

別表第 19 図 (300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のA')
(同左)

別表第 20 図 (300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のA')



別表第 21 図



別表第 24 図 ~~削除~~

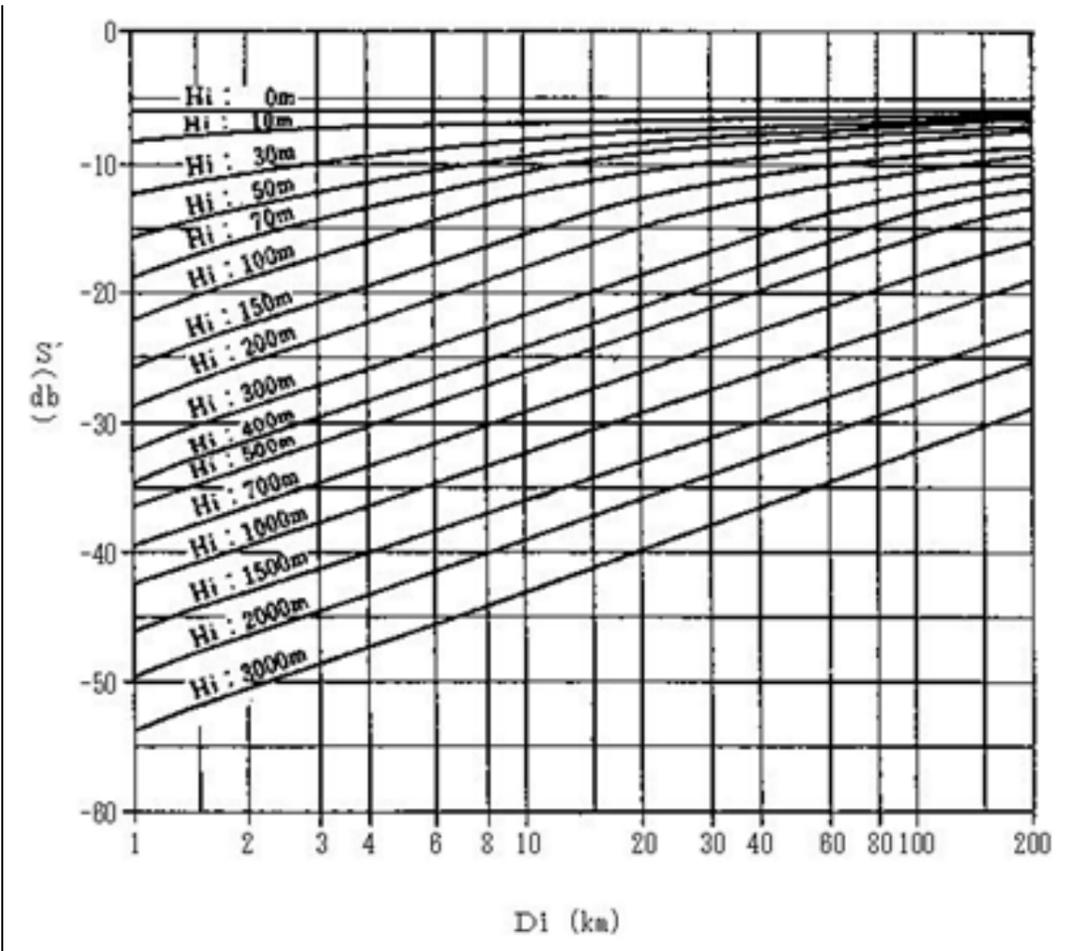
(同左)

別表第 21 図 (300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のA')

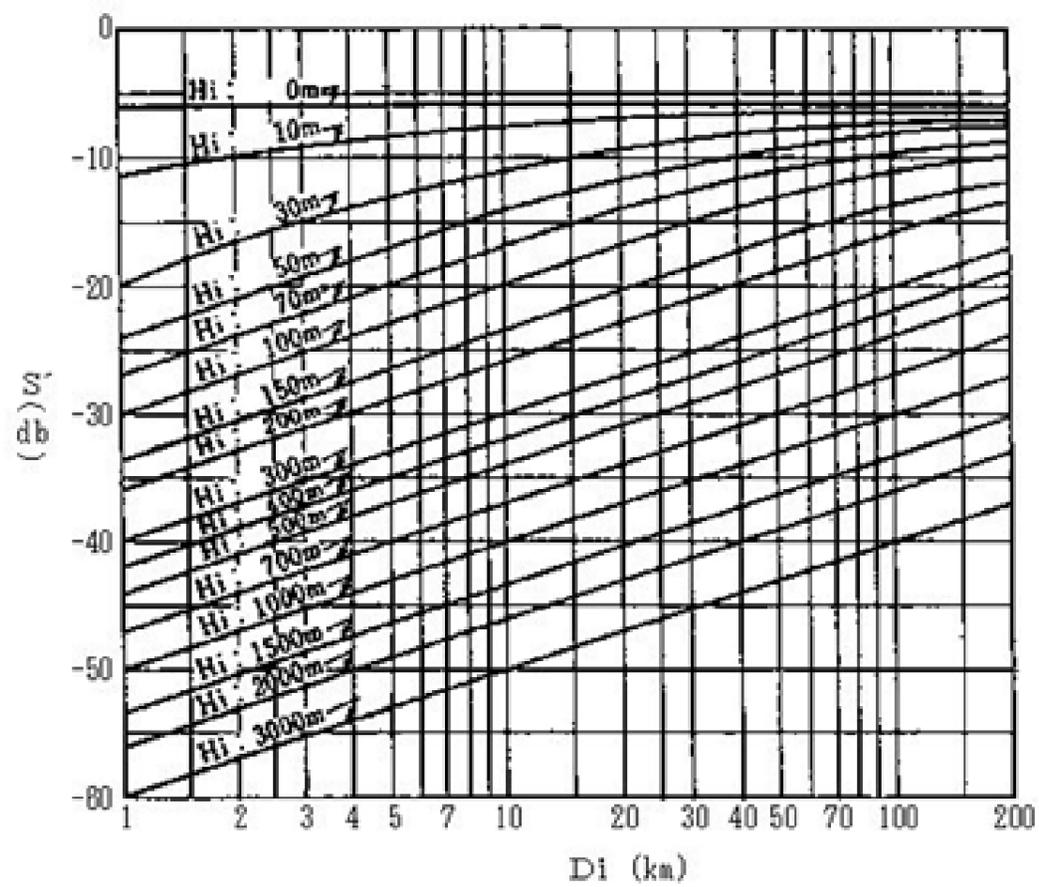
(同左)

別表第 24 図 (300MHz以下の周波数の電波を使用する場合のS')

別表第 25 図



別表第 25 図 (300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合の S')



(同左)